

介護職員等処遇改善加算等
2026年度 職場環境等要件取組内容
(居宅介護支援事業所かけはし)

区分	内容	法人の取り組み
入職促進に向けた取り組み	法人や事業所の経営理念やケア方針・人材育成方針、その実現のための施策・仕組みなどの明確化	法人の経営理念、基本方針を掲げ、自社ホームページへの掲載、パンフレットを作成し広報活動に取り組んでいる。
	他産業からの転職者、主婦層、中高年齢者等、経験者・有資格者等にこだわらない幅広い採用の仕組みの構築	経験者、年齢にこだわらず求人を行っており、短時間勤務の要望も考慮して採用に取り組んでいる。
資質の向上やキャリアアップに向けた支援	エルダー・メンター（仕事やメンタル面のサポート等をする担当者）制度等導入	プリセプター制度（先輩職員が担当）を整備し、職員の支援を行っている。
	上位者・担当者等によるキャリア面談など、キャリアアップ・働き方等に関する定期的な相談の機会の確保	人材育成と相互理解を目的に個人目標管理シートを用いて、定期的に管理職との面談を実施している。
両立支援・多様な働き方の推進	職員の事情等の状況に応じた勤務シフトや短時間正規職員制度の導入、職員の希望に即した非正規職員から正規職員への転換の制度等の整備	短時間正職員制度、正職員登用制度を整備し、職員の状況に応じた働き方を推進している。
	有給休暇を取得しやすい雰囲気・意識作りのため、具体的な取得目標（例えば、1週間以上の休暇を年に●回取得、付与日数のうち●％以上を取得）を定めた上で、取得状況を定期的に確認し、身近な上司等からの積極的な声かけを行っている	年次有給休暇の取得率70％以上の職員の割合を80％以上とする目標を掲げ、取得状況を通知するなど、取得促進を図っている。
腰痛を含む心身の健康管理	業務や福利厚生制度、メンタルヘルス等の職員相談窓口の設置等相談体制の充実	こころとからだの健康相談室（事業場内）、こころとからだのホットライン（事業場外）を設置し、健康管理等に取り組んでいる。
	短時間勤務労働者等も受診可能な健康診断・ストレスチェックや、従業員のための休憩室の設置等健康管理対策の実施	短時間勤務労働者にも定期健康診断・ストレスチェックの実施。職員休憩室の確保を行っている。
	介護職員の身体の負担軽減のための介護技術の修得支援、職員に対する腰痛対策の研修、管理者に対する雇用管理改善の研修等の実施	職員に対する腰痛予防対策の研修を実施している。
	事故・トラブルへの対応マニュアル等の作成等の体制の整備	医療安全管理指針、車両事故の対応手順、相談・クレーム・苦情報告作成の取り決め等を整備している。
生産性向上のための業務改善の取組	5S活動（業務管理の手法の1つ。整理・整頓・清掃・清潔・躰の頭文字をとったもの）等の実践による職場環境の整備を行っている	業者や職員による定期的な清掃や定数を定めた物品管理を行い環境整備に努めている。
	業務手順書の作成や、記録・報告様式の工夫等による情報共有や作業負担の軽減を行っている	業務手順書を整備し、記録様式も統一して作業負担の軽減を図っている。
	介護ソフト（記録、情報共有、請求業務転記が不要なもの。）、情報端末（タブレット端末、スマートフォン端末等）の導入	電子カルテシステム導入し、業務量の縮減に取り組んでいる。
やりがい・働らきがいの醸成	地域包括ケアの一因としてのモチベーション向上に資する、地域の児童・生徒や住民との交流の実施	地域の介護を考える会、ふれあいコンサートを開催している
	利用者本位のケア方針など介護保険や法人の理念等を定期的に学ぶ機会の提供	介護保険の法令遵守等の研修会の実施。
	ケアの好事例や、利用者やその家族からの誠意等の情報を共有する機会の提供	利用者やその家族からの意見・お礼を職員へ回覧し、情報の共有を図っている。